

電動キックボードの鴨川河川敷の通行について

鴨川での、電動キックボード（特定小型原動機付自転車）による通行は、これまでと同様に禁止する。

1 背景

令和4年4月に公布された道路交通法の改正（以下「改正法」という。）において、原動機付自転車に「特定小型原動機付自転車」が追加され、電動キックボードの一部がこれに該当することとなった。

「特定小型原動機付自転車」は、運転免許不要、ヘルメット着用は努力義務とされ、さらに同自転車のうち、時速6km以下での走行等一定の要件を充たすものは、「特例特定小型原動機付自転車」として一部の道路歩道の通行も認められることとなった。

このことから、道路以外の公的空間における電動キックボードの通行の可否について検討した。

◎特定小型原動機付自転車の特徴及び構造（改正法及び同法施行規則案から）

- 特徴：運転免許不要、ヘルメット着用は努力義務、16歳未満の者の運転の禁止
- 構造：長さ190cm以内、幅60cm以内（定格出力0.60kW以下の電動機を使用）、AT機構装備、最高速度表示灯の装備
- 特例特定小型原動機付自転車が歩道を通行する場合の要件
 - ・標識等で走行可能の旨表示されている歩道であること
 - ・時速6km以下で走行すること
 - ・歩行者の通行を妨げない構造（側車禁止、鋭利な突出物の禁止等）であること
 - ・他の車両を牽引しないこと
 - ・歩道の通行が可能であることが車体に表示（最高速度表示灯の点滅）されていること

2 鴨川での通行について

次の理由から、現時点での電動キックボードの鴨川河川敷での通行は認めない。

○電動キックボードは「原動機付自転車」である。

電動キックボードは、道路交通法第2条第1項第十号で規定される「原動機付自転車」に区分される。同自転車は、京都府鴨川条例第16条の規定で知事指定区間への乗入れは禁止されている。

○自転車と同等のものとはみなすことは困難。

「特定小型原動機付自転車」は、自転車と同様に免許が不要であり、ヘルメットの着用も努力義務となっているが、一方で、16歳未満の利用は禁止されており、その利用に年齢制限がない自転車と同等とみなすことは困難である。

3 その他

「特定小型原動機付自転車」に係る改正法は今年7月から施行されていることから、今後、同自転車の通行について、客観的に安全性が確認されるのであれば、鴨川での通行について改めて検討することとする。